主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

論旨は違憲をいう点もあるが、その実質は単なる法令違反の主張であつて「最高裁判所における民事上告事件の審判の特例に関する法律」(昭和二五年五月四日法律一三八号)一号乃至三号のいずれにも該当せず、又同法にいわゆる「法令の解釈に関する重要な主張を含む」ものと認められない。 (賃借人が民法六一六条、五九四条一項、四〇〇条に違反して賃借物に変更を加えたとしても、賃貸人は損害賠償を請求するは格別、これが原状回復を求める権利を有するものではない。従つてかかる権利あることを前提とする本訴請求はこの点において既に採用の限りではない。)よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	岩	松	Ξ	郎
裁判官	真	野		毅
裁判官	斎	藤	悠	輔
裁判官	入	江	俊	郎